

角間地区等の駐車場の有料化について（案）

結 論

角間地区等の駐車場について、自己収入拡大の方策として平成 28 年度より有料化することとする。また、駐車利用料金は受益者負担という観点も考慮し、除雪費や駐車場管理業務の維持管理費用の一部に充当することとする。

なお、駐車場利用料金の設定における詳細な区分や罰金の設定等の具体的な案については、平成 28 年 2 月を目途に施設マネジメント委員会の下部委員会である交通計画小委員会等で検討する。

事実関係

(1) 会議の審議状況

○駐車場の有料化を検討することについて了承

- ・第 3 2 回拡大役員懇談会（H22. 11. 26 開催）
- ・第 6 8 回財務企画会議（H22. 12. 3 開催）

○現状調査、必要性、管理体制、料金の徴収方法等を審議

- ・キャンパス整備委員会（6 回：H22. 12. 21～H23. 9. 14）
- ・交通計画作業部会（8 回：H22. 11. 19～H23. 8. 2）

○委員会での審議結果を踏まえ財務企画会議で審議

- ・第 7 7 回財務企画会議（H23. 11. 4 開催）
- ・第 7 8 回財務企画会議（H23. 12. 6 開催）

第 7 7 回財務企画会議において、各委員から様々な問題点等について発言があり意見交換が行われた。引き続き、第 7 8 回財務企画会議でも意見交換がなされたが、結果的には検討不十分として継続審議となった。

○第 115 回財務施設企画会議（H27. 11. 6 開催）で審議

- ・前回、議論した際の問題点等を再度議論した結果、角間地区等の駐車場有料化の方針について、基本的に合意が得られた。

(2) 駐車場の現状

○宝町地区〔駐車場利用料金は 18,900 円／年を徴収〕

- ・現在、宝町地区駐車場は工事中であり、再開発整備工事完了後は、外来及び職員駐車可能スペースは 1,620 台の予定

○角間地区〔駐車場利用料金は徴収せず〕

- ・駐車場は、北地区・中地区・南地区に学生・教職員用及び来客・業者用の合計 14 カ所であり、収容台数は 3,710 台

○鶴間地区〔駐車場利用料金は徴収せず〕

- ・駐車場の収容台数は、教職員用 100 台、学生用 67 台、来客用 4 台、その他 14 台の合計 185 台

○平和町地区〔駐車場利用料金は徴収せず〕

- ・駐車場の収容台数は、教職員用 89 台

○東兼六地区〔駐車場利用料金は徴収せず〕

・駐車場の収容台数は、教職員用 51 台

論点・判断

論点 1. 角間地区等の駐車場を有料化することについて

判断 1. 第 3 期中期目標期間の本学の財政状況を鑑み、自己収入拡大の一方策として、以前から検討してきた角間地区等の駐車場を有料化することが有効と判断した。また、土地の有効活用の観点から、会計検査院も増収に関する調査を実施しており、他大学においても駐車場の有料化（36 大学）が進められている状況である。

論点 2. 平成 28 年度から駐車場を有料化する対象地区について

判断 2. すでに駐車場を有料化している宝町地区以外の角間地区、鶴間地区、平和町地区、東兼六地区を対象地区とする。

論点 3. 駐車場利用料金について

判断 3. 受益者負担という観点から、現在運営費交付金で賄っている除雪費用等の維持管理費用の一部を駐車場利用料金で対応する。

【除雪費用】

（単位：千円）

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	過去 6 年の 平均値
角間地区	19,905	24,097	25,382	25,402	16,700	16,919	21,401
鶴間地区	853	787	540	199	159	289	471
平和町地区	410	770	948	561	242	590	587
東兼六地区	0	73	273	56	30	125	93
計	21,168	25,727	27,143	26,218	17,131	17,923	22,552

【駐車場の管理業務費用・外灯の照明設備費用・駐車区画ライン引き】

（単位：千円）

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	過去 6 年の 平均値
角間地区等	33,408	31,568	17,383	18,855	16,158	16,846	22,370

費用の計 44,922 千円

【駐車場利用料金の設定】

(単位：円)

区 分	駐車場利用料金		申請時期		
	年間	半期	4月	10月	随時
役員, 教職員	12,000		○		○
学生	6,000	3,000	○	○	○
業者等	12,000		○		○
その他	免除		○		○

【駐車場許可台数】

(単位：台)

地 区	教職員	学 生	業者等	計
角間地区	1,197	2,148	217	3,562
鶴間地区	117	92	17	226
平和町地区	79	0	0	79
東兼六地区	33	0	3	36
計	1,426	2,240	237	3,903

【駐車場利用収入 (試算)】

教職員 1,426人 × 12千円 = 17,112千円

学 生 170人 × 3千円 = 510千円 (学類2年生：後期から駐車許可申請が可能)

2,070人 × 6千円 = 12,420千円 (学類3年生以上)

業者等 237人 × 12千円 = 2,844千円

収入の計 32,886千円

論点4. 違法駐車等に対応するためのゲートの設置について

判断4. 駐車不許可の取り締まりについては、現在も巡回を行っており、「自己収入拡大の一環」であることを鑑みれば、多額の費用をかけることは困難である。そのため、原則は巡回の強化や不許可の車を発見した際の罰金の設定等で対応する。ただし、地区によっては駐車場の状況を考慮し、別の取扱いも可能とする。

その際は、例えばゲートを設置する地区は、受益者負担の観点からゲート及びその管理費を含んだ金額をその地区の駐車場利用料金に反映させることになる。

〔例〕ゲート設置費14,800千円(管理費は含まず)、ゲートを5年で更新

【鶴間地区】14,800千円 ÷ 226台 ÷ 5年 = 13千円

⇒ 駐車料利用料金12千円と合わせ25千円以上の受益者負担となる。

論点5. 駐車場利用料の徴収方法について

判断5. 詳細を検討する必要があるが、徴収方法(案)は次のとおり

教職員・非常勤講師 駐車許可証の発行時に給与引き落とし(毎月)

学生・業者等 駐車許可証の発行時に現金で徴収または請求書を発行

